

平成 18 年 6 月 16 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 15 号(企業会計基準第 1 号の改正案)
**「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
(案)」及び**

企業会計基準適用指針公開草案第 17 号(企業会計基準適用指針第 2 号の改正案)
**「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
の適用指針(案)」の公表**

コメントの募集

企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)では、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)が施行されたことなどに伴い、当委員会が平成 14 年 2 月 21 日に公表した企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(最終改正平成 17 年 12 月 27 日)(以下「改正前会計基準」という。)及び企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(最終改正平成 17 年 12 月 27 日)(以下「改正前適用指針」という。)について、所要の改正を行うために審議を重ねております。

今般、平成 18 年 6 月 13 日の第 106 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準及び適用指針の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 18 年 7 月 5 日(水)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：jikokabu@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

お問い合わせ先：03-5510-2737

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、改正前会計基準及び改正前適用指針と異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 自己株式の消却

改正前会計基準では、消却の対象となった自己株式の帳簿価額を、資本剰余金又は利益剰余金のいずれから減額するかは、会社の意思決定に委ねることとしていた。しかしながら、会社計算規則において優先的にその他資本剰余金から減額することが規定された（会社計算規則第 47 条第 3 項）ため、本公開草案（会計基準）では、これに合わせることにした。また、自己株式を消却したことにより、会計期間末におけるその他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額することとした。

■ 利益剰余金が負の残高の場合のその他資本剰余金による補てん

会社法（平成 17 年法律第 86 号）では、株主総会の決議により、剰余金の処分として、剰余金の計数の変更ができることとされた（会社法第 452 条）。改正前会計基準では、利益剰余金が負の残高の場合のその他資本剰余金による補てんを認めているが、本公開草案（会計基準）では、その補てんの対象となる利益剰余金の額は、資本剰余金と利益剰余金の混同の禁止の観点から、年度決算時の負の残高であることを明記した。

■ 自己株式の処分を新株の発行と同時に行った場合の処理

会社計算規則では、自己株式の処分を新株の発行と同時に行ったときの資本金等増加限度額などの算定方法が定められた（会社計算規則第 37 条）ため、本公開草案（適用指針）では、増加すべき払込資本の内訳項目（資本金、資本準備金又はその他資本剰余金）は会社法の規定に基づく旨を明記し、自己株式の処分と新株の発行が同時に行われた場合の会計処理に関する設例を追加した。

■ 適用時期

平成 18 年改正の本会計基準及び本適用指針は、本会計基準及び本適用指針公表日以後、会社法の定めが適用される処理に関して適用する。ただし、平成 18 年改正の本会計基準公表日前において、会社法の定めが適用される処理に関して適用することができる。

以 上